



2018年5月18日

各 位

会 社 名 小田急電鉄株式会社  
代表者名 取締役社長 星野 晃司  
(コード番号 9007 東証第一部)  
問合せ先 I R 室長 石黒 徹  
(TEL. 03 - 3349 - 2526)

## 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の非継続（廃止） ならびに定款の一部変更について

当社は、2006年6月29日開催の定時株主総会において株主のみなさまのご承認を得て、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」を導入し、その後、2009年6月26日、2012年6月28日、および2015年6月26日開催の定時株主総会でそれぞれ同対応策の継続についてご承認いただき、現在に至っております（以下、2015年6月26日開催の定時株主総会において継続更新した同対応策を「本プラン」といいます。）。

本プランの有効期間は本年6月開催予定の定時株主総会終結の時までであることから、本プランの継続の是非について慎重に検討してまいりました。その結果、本日開催の取締役会において、本プランを継続しないことならびに同定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本プランの廃止

当社では、事業成長を強く志向した「長期ビジョン2020」および「グループ中期経営計画（2015～2017年度）」に基づき、当社の悲願でもある複々線の完成をはじめ、グループ各事業において成長施策に取り組むとともに、環境変化に対応した事業構造改革を積極的に進めてまいりました。また、本年4月には、今後の事業環境の変化に対応し躍動的な企業グループを目指していくために「長期ビジョン2020」を修正し、当社グループがお客さまや社会に提供していきたい価値や、そのために必要な組織のあり方を“未来フィールド”として設定したほか、「中期経営計画（2018～2020年度）」を策定し、“未来フィールド”の実現に向けた各施策に取り組むこととしております。

当社は、これらの経営戦略に基づき企業価値向上への取り組みを着実に推進するとともに、さまざまなステークホルダーとの信頼関係の維持に十分に配慮し、長期的な視点に立った企業活動を行いながら、コーポレートガバナンス体制のさらなる強化に努めることが、当社の企業価値・株主共同の利益の継続的かつ持続的な確保、向上に資するものであると考えております。

このような考えのもと、当社は、本年6月開催予定の定時株主総会終結の時をもって有効期間満了を迎える本プランの取り扱いについて、機関投資家をはじめとする株主のみなさまのご意見や買収防衛策に関する近時の動向等を考慮しつつ、慎重に検討を重ねてまいりました。その結果、当社を取り巻く経営環境の変化に加え、金融商品取引法による大規模買付行為に関する規制が浸透し、株主のみなさまが適切なご判断を行うために必要な情報や時間を確保するという本プラン

の目的が一定程度担保されていることなどから、本プランの当社における必要性が相対的に低下しているものと考え、有効期間が満了する本年6月開催予定の定時株主総会終結の時をもって、本プランを継続しないことといたしました。

なお、当社は、本プランの有効期間満了後も企業価値・株主共同の利益の確保、向上に取り組んでまいります。また、当社株式に対する大規模買付行為を行おうとする者に対しては、株主のみなさまが適切なお判断を行うための必要かつ十分な情報の提供を求め、評価、検討したうえで当社取締役会の意見等を開示し、必要に応じて当該大規模買付者と交渉を行うほか、株主のみなさまの検討のための時間の確保に努めるなど、金融商品取引法、会社法その他関係法令の許容する範囲内において、採り得る措置を講じてまいります。

## 2. 定款の一部変更

### (1) 変更の理由

本プランを継続しないことといたしますので、定款第18条の規定を削除し、条数の変更を行うものです。

### (2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(当社株式の大規模買付行為に関する対応策の決議)</u>  <u>第18条 本会社の株主総会においては、法令又は本定款に別段の定めある事項をその決議により定めるほか、当社株式の大規模買付行為に関する対応策をその決議により定めることができる。</u>  <u>前項における当社株式の大規模買付行為に関する対応策とは、本会社が資金調達又は業務提携などの事業目的を主要な目的とせず新株又は新株予約権の発行を行うことにより本会社に対する買収の実現を困難にする方策のうち、本会社の企業価値・株主共同の利益を損なうおそれのある者による買収が開始される前に導入されるものをいう。また、導入とは、当社株式の大規模買付行為に関する対応策の具体的内容を決定することをいう。</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p>第19条～第45条            &lt;条文の記載省略&gt;</p>	<p>第18条～第44条            &lt;条数を繰り上げ、条文は現行どおり&gt;</p>

### (3) 日程

定款変更のための株主総会開催予定日	2018年6月28日
定款変更の効力発生予定日	2018年6月28日

以 上